

自宅の居間は情報の宝庫

相続税の申告をした場合に、その申告内容について調査をしたいと税務署から連絡があることがあります。この場合、亡くなった方の自宅に税務署の調査官が訪問し、相続人の方々からその申告について色々話を聞いたり資料を見たりします。

例えば、こんな具合です。

- ①リビングにかけてある銀行のカレンダー。あれ、申告書にはその銀行の口座は載ってなかったよね……。
- ②香典帳を見ると、証券会社の支店長が弔問に来てるけど、申告書には有価証券は載ってなかったな……。
- ③普通預金の通帳を見せてもらったけど、一緒に孫名義の通帳があるのは何故？ 通帳もハンコもここにあるってことは、孫に贈与してないってことになるよね？
- ④リビングに飾ってある絵画や床の間にある掛け軸は本物？ 申告書には書画骨董の申告は無かったけど……。
- ⑤何気なく机においてある雑誌「馬主通信」。えっ、競馬の馬のオーナーなの？ 何にもしゃべらなくても、リビングを一渡り見回しただけで、結構疑問が出てくるもんです。

余談ですが、ある寿司店が税務調査で過少申告を指摘されたことがありました。近所で大きな葬儀があった際の売上が、帳簿に記載されていなかったのです。バレたのは、相続税の申告書の葬儀費用の中に、「寿司代」がきちんと計上されていたためでした。おそらく、寿司店にすれば、滅多にないことなので分からないだろうと思ったのでしょう。税務署の情報収集・分析能力を侮ってはいけません。寿司店と逆の立場になることもあり得るのです。

